

アメリカ成年後見法における 成年後見人の要件に関する近年の改正動向

西 森 利 樹

目 次

- I はじめに
- II 日本における成年後見人の要件と選任手続
- III アメリカ成年後見法における成年後見人の要件に関する近年の改正動向：2013年～2021年
- IV 改正動向に関する若干の考察
- V おわりに

I はじめに

本稿は、アメリカにおける成年後見法における成年後見人の要件に関する改正動向を検討することを通じ、日本における成年後見人の要件のあり方を検討する上での示唆を得ることを目的とするものである¹。

¹ わが国におけるアメリカ成年後見法に関する研究としては、小林秀文「アメリカにおける成年後見制度とその代替的システム（一）（二）」中京法學30巻3号（1995年）71頁、同31巻3号（1997年）43頁、新井誠「アメリカにおける高齢者財産管理アメリカにおける高齢者財産管理信託法制の新しい動向（1）—信託制度の成年後見的役割（1）（2）（3）完—信託制度の成年後見的役割」ジュリスト1105号（1997年）94頁、同1106号（1997年）102頁、同1107号（1997年）

第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、成年後見制度の利用促進は、「全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである」とし²、「(2)適切な後見人等の選任・交代の推進等」において、「全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするためには、本人の直面する財産管理や法的課題に適切に対応するとともに、本人の自己決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行う後見人等が選任される必要がある。」とする³。成年後見制度は、成年後見人による支援を通じ、認知症高齢者等の自己決定を尊重しつつ残存能力を活用し、ノーマライゼーションの実現を図るものである。仮に、適切な成年後見人が確保されない場合には、支援が必要な認知症高齢者等が支援を受けることができない状況におかれることにもなりかねず、適切な成年後見人が選任されるかどうかは極めて重要であり、従来から、いかにして適切な成年後見人を確保し選任するのかは課題であり続けている⁴。

これに対し、アメリカにおける成年後見制度は、主に連邦法ではなく各州それぞれの法律等に

86 頁、渡部朗子「アメリカの成年後見制度」社会文化科学研究 2 号（1998 年）189 頁、志村武「成年後見法における任意後見と法定後見の関係—アメリカ法から日本法への示唆を求めて」私法 63 号（1999 年）162 頁、デイヴィッド・イングリッシュ＝志村武「特別寄稿 日本とアメリカ合衆国の後見法の比較」成年後見法研究 2 号（2005 年）120 頁、志村武「アメリカ合衆国における統一任意後見法の制定—その内容と特徴から日本法への示唆を求めて」成年後見法研究 4 号（2007 年）45 頁、志村武「本人の自己決定を尊重するアメリカの成年後見制度：統一任意後見法における本人の自己決定尊重と任意後見人の権限濫用防止の必要性の調和から日本法への示唆を求めて」社会保障法 28 号（2013 年）19 頁、志村武「アメリカ合衆国の成年後見法における成年後見人の意思決定基準としての代行判断決定法理と最善の利益基準の関係—各州制定法の類型化と新学説の登場—」五十嵐敬喜＝近江幸治＝榎澤能生編『民事法学の歴史と未来 田山輝明先生古稀記念論文集』（成文堂、2014 年）513 頁、志村武「アメリカ合衆国における成年後見制度の代替策としての自己決定支援法理の根底にあるもの (1) (2)アメリカの判例法、制定法、学説から日本法への示唆を求めて」実践成年後見 93 号（2021 年）88 頁、同 94 号（2021 年）80 頁。また、アメリカ成年後見法のうち公的後見制度に関する研究としては、西森利樹「アメリカ公的後見制度における提供体制—フロリダ州を中心として」横浜国立大学成長戦略研究センター Discussion Papers（2016 年）<<http://www.cseg.ynu.ac.jp/doc/dp/2015-CSEG-04.pdf>>（2022.12.1）、同「資力の如何に関わらない成年後見による継続的支援」社会老年学（2017 年）<http://www.andolab.ynu.ac.jp/andolab/wp-content/uploads/20160305_al_rp_02_v2.pdf>（2022.12.1）、同「社会福祉サービスとしての公的後見制度の導入可能性—アメリカ公的後見制度を手がかりに—」社会保障法第 32 号（2017 年）113 頁、同「アメリカ公的後見法制をめぐる近年の改正動向」アドミニストレーション 27 巻 2 号（2021 年）43 頁、同「フロリダ公的後見制度における財源確保と信託」アドミニストレーション 28 巻 2 号（2022 年）193 頁。

² 政府「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」4 頁<<https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf>>（2023.1.8）。

³ 政府・前掲基本計画註（2）13 頁。

⁴ 適切な後見人については、実践成年後見 97 号（2022）が「適切な後見人等の選任を考える」という特集を組んでいる。そこでは、適切な後見人の選任に関連し、行政、専門職、関係機関などの本人に関わるさまざまな立場から考えが示されている。

より規律されている⁵。そのため、制度内容は州により異なっているものの、いかにして適切な成年後見人を確保するのかは、アメリカにおいても日本と同様に課題となっており、各州において適切な成年後見人の確保のための法改正が続けられてきている。日本においては、成年後見制度利用促進法は制定されているものの、適切な成年後見人を確保するための法改正がなされていない。そうしたなかでアメリカ諸州における法改正の動向をまとめ検討することは、今後、わが国における成年後見人の要件、適切な成年後見人の選任のあり方を検討していく上での一資料になりうると思われる。

そのため、本稿は、アメリカ成年後見法における成年後見人の要件に関する改正動向に着目し、近年の各州における改正内容を概観することを通じ、今後、日本において成年後見人の要件のあり方や適切な後見人のあり方に関し検討する上での課題を明らかにしていく際の一資料や示唆を得ることを目的とする。以下では、まず、日本における成年後見人の要件と選任手続きについて触れたうえで（Ⅱ）、アメリカ諸州における近年の改正内容を概観し（Ⅲ）、アメリカ成年後見法における改正の動向等について考察をくわえることとする（Ⅳ）。

Ⅱ 日本における成年後見人の要件と選任手続

法定後見制度において成年後見人となりうるのは、自然人および法人である（民法 843 条、876 条の 2、876 条の 7）。自然人には、単独の場合および複数人の場合がある（同法 843 条 1 項、2 項）。

⁵ アメリカにおける成年後見法に関する研究としては、LAWRENCE A. FROLIK, AGING AND THE LAW AN INTERDISCIPLINARY READER, 236 (1999), MARY JOY QUINN, GUARDIANSHIPS OF ADULTS ACHIEVING JUSTICE, AUTONOMY, AND SAFETY 44, 96 (2005), Pamela B. Teaster, Erica F. Wood, Naomi Karp, Susan A. Lawrence, Winsor C. Schmidt, Jr., Marta S. Mendiondo, *Ward of The State: A National Study of Public Guardianship*, at 54 (Jan., 9, 2023, 1:09), <http://www.canhr.org/reports/2005/Wardsofthestate.pdf>, ISRAEL DORON, THEORIES ON LAW AND AGEING 121 (2009), PAMELA B. TEASTER, WINSOR C. SCHMIDT JR., ERICA F. WOOD, SUSAN A. LAWRENCE, AND MARTA S. MENDIONDO, PUBLIC GUARDIANSHIP IN THE BEST INTERESTS OF INCAPACITATED PEOPLE? (2010), ISRAEL DORON, ANN M. SODEN, BEYOND ELDER LAW NEW DIRECTIONS IN LAW AND AGEING 1 (2012), ROBERTA K. FLOWERS, REBECCA C. MORGAN, ETHICS IN THE PRACTICE OF ELDER LAW 161 (2013), Eleanor B. Cashmore, *Guarding the Golden Years: How Public Guardianship for Elders Can Help States Meet the Mandates of Olmstead*, 55 B.C.L. REV. 1214. at 1240, THE FLORIDA BAR, FLORIDA GUARDIANSHIP PRACTICE 20-3 (8th ed. 2014), SCOTT TUROW, ALZHEIMER' AND THE LAW 229 (2014), CHARLES FOSTER, JONATHAN HERRING AND ISRAEL DORON, THE LAW AND ETHICS OF DEMENTIA 339 (2014), A. KIMBERLEY DAYTON, COMPARATIVE PERSPECTIVES ON ADULT GUARDIANSHIP (2014), LAWRENCE A. FROLIK & ALISON MCCHRYSTAL BARNES, ELDER LAW CASE AND MATERIALS 393 (6th ed. 2015), REBECCA C. MORGAN, MARK D. BAUER, ROBERTA K. FLOWERS, JOSEPH F. MORRISSEY, THERESA J. PULLEY RADWAN, ELDER LAW IN CONTEXT 264 (2017), NATIONAL GUARDIANSHIP ASSOCIATION, THE FUNDAMENTALS OF GUARDIANSHIP WHAT EVERY GUARDIAN SHOULD KNOW (2017), LAWRENCE A. FROLIK, ELDER LAW AND LATER-LIFE LEGAL PLANNING, 237 (2017), LAWRENCE A. FROLIK, THE LAW OF LATER-LIFE HEALTHCARE AND DECISION MAKING, 167 (2th ed. 2018), LAWRENCE A. FROLIK & RICHARD L. KAPLAN, ELDER LAW IN A NUTSHELL 247 (7th ed. 2019), NINA A KOHN, ELDER LAW PRACTICE, POLICY, AND PROBLEMS 156 (2th ed. 2020), RAYMOND C. O'BRIEN, THE FUNDAMENTALS OF ELDER LAW CASE AND MATERIALS 165 (2th ed. 2022).

成年後見人等の要件としては、自然人および法人のうち、あらかじめ成年後見人となり得ない者（欠格事由）が定められている（同法 847 条）。また、成年後見人の選任に際して、家庭裁判所が考慮すべき事情が定められている（同法 843 条 4 項）。

1. 欠格事由

自然人および法人のうち、成年後見人となり得ない者（欠格事由）は、①未成年者（民法 847 条 1 号）、②家庭裁判所によって免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人（同 2 号）、③破産者（同 3 号）、④被後見人に対して訴訟をし、またはした者ならびにその配偶者および直系血族（同 4 号）、⑤行方の知れない者（同 5 号）である。本条は、保佐人、補助人に準用される（民 876 条の 2 第 2 項、同 876 条の 7 第 2 項）。

禁治産・準禁治産制度では、禁治産・準禁治産の宣告を受けたことを欠格事由としていた（旧法 846 条 2 号）。この欠格事由は、職務に必要な判断能力の適格性の担保を目的としたものである⁶。これに対し、現行の成年後見制度においては、配偶者法定後見人制度の廃止に伴い、成年後見人等は、常に家庭裁判所が適格性を審査した上で選任するものとされている。そのため、後見開始または保佐開始の審判を受けたことを欠格事由として規定する必要はないことから、本条号は削除された。

2. 選任時の考慮事情

前述の欠格事由に加え、家庭裁判所が、どのような基準により成年後見人を選任するののかに関しては、選任時に家庭裁判所が考慮すべき事情が定められている（民法 843 条 4 項、保佐人につき、同 876 条の 2 第 2 項、補助人につき、同 876 条の 7 第 2 項）。本条項の考慮事情は、信頼性の高い個人または法人が選任されることを確保するための制度上の担保である。その趣旨は、配偶者法定後見人制度の廃止および法人後見の制度化により、成年後見の担い手に関する選択肢が広がった結果、家庭裁判所が成年後見人を選任するための判断基準を明確にすることが必要になったことである⁷。

考慮事情は、①成年被後見人の客観的事情、②成年後見人となる者の側の事情、③成年被後見人と成年後見人となる者の双方の関係および、④成年被後見人の主観的事情、⑤その他一切の事情に大別される⁸。

①の成年被後見人の客観的事情は、成年被後見人の身上面（心身の状態および生活状況）と財産面（財産の状況）の客観的事情を総合的に考慮する。これは、本人の状況によって必要となる成年後見事務の内容が決まることから、それにふさわしい成年後見人を選任すべきことを理由とする⁹。

⁶ 小林昭彦＝大門匡＝岩井伸晃編著『新成年後見制度の解説（改訂版）』（金融財政事情研究会、2017年）143頁。

⁷ 於保不二雄＝中川淳編『新版注釈民法（25）親族（5）改訂版』（有斐閣、2004年）313頁。

⁸ 新井誠編『成年後見－法律の解説と活用の方法－』（有斐閣、2000年）81頁、於保＝中川編・前掲書註（7）313頁。

⁹ 小林＝大門＝岩井編著・前掲書註（6）140頁、於保＝中川編・前掲書註（7）313頁。

②の成年後見人となる者の側の事情に関しては、客観的事情として、成年後見人となる者が個人の場合には職業および経歴を、法人の場合には事業の種類および内容を考慮すべきとされている。成年後見人としての重要な任務を担う以上、その職責にふさわしい職業・経歴の人物を専任する必要があるとされる¹⁰。また、具体例として、職業経験がなく財産管理能力に乏しい場合、自己破産等（ただし復権した場合は欠格ではなくなるものの考慮事項にはなる。）や財産管理上の不正行為や不適切行為をした事実があった場合が挙げられている¹¹。これらの事項は、具体的な後見事務に相応しい能力の有無および欠格事由（民法 847 条）に該当するかどうかを審査する上での重要な考慮事情になるものである¹²。

③の成年被後見人と成年後見人となる者双方の関係は、成年後見人となる者と成年被後見人との間の利害関係（利益相反関係）の有無を考慮するものである。また、成年後見人となる者が法人である場合には、当該法人と成年被後見人との利害関係の有無に加え、その法人の代表者と成年被後見人との利害関係の有無をも考慮する。これは、本人と利益相反のおそれのない信頼性の高い個人または法人が成年後見人に選任されることを確保するため、あらかじめ本人と利益相反のおそれがある個人または法人を成年後見人として選任しないようにするためである¹³。法人が成年後見人となる場合に、法人の代表者と成年被後見人との利害関係の有無を考慮するとされたのは、実質的に個人経営の法人の場合には、法人の代表者との関係を実質的に審査することにより、真の利害関係の有無が明らかになるという趣旨である。このことは、成年被後見人と利益相反のおそれのある法人を適切に排除すべきとの要請が強いことに配慮したものである¹⁴。

④の成年被後見人の主観的事情を考慮すべきとされたのは、成年後見人の選任にあっても、自己決定の尊重の理念が重視されるべきことを明記する趣旨である。そのため、家庭裁判所が成年後見人を選任するには、成年被後見人の陳述を聞かなければならない（家事事件手続法 120 条 1 項）。その際、成年被後見人となる本人が、特定の候補者の選任を望むのであれば、その意向に沿うことが望ましい。ただし、本人が望む特定の候補者が、客観的に適格性を欠く場合（背任・横領等の不正行為の事実が判明した場合など）には、家庭裁判所は本人の意向に拘束されるものではないとされる¹⁵。

①から④の事情は、成年後見人の選任の際に家庭裁判所が考慮すべき事情の中で、重要かつ典型的な事項を例示的に列挙したものである。そのため、家庭裁判所は個々の事案に応じて、⑤その他一切の事情を考慮すべきこととされている。その他一切の事情の例としては、a. 成年後見人の候補者が個人の場合は、心身の状態や財産状況、b. 成年後見人の候補者が法人の場合は、法人の資産状況や経営状況、職員体制や内部の指揮監督体制、c. 成年後見人の候補者と成年被後見人

¹⁰ 小林＝大門＝岩井編著・前掲書註（6）140頁。

¹¹ 赤沼康弘＝池田恵利子＝松井秀樹編代表『Q&A 成年後見実務全書第1巻』（正木文久執筆）（民事法研究会、2015年）258頁。

¹² 新井編・前掲書註（8）82頁。

¹³ 於保＝中川編・前掲書註（7）314頁。

¹⁴ 小林＝大門＝岩井編著・前掲書註（6）141頁。

¹⁵ 於保＝中川編・前掲書註（7）314頁、小林＝大門＝岩井編著・前掲書註（6）141頁。

となる本人との間の親族関係の有無、d. 成年後見人の候補者の意見などが考えられる¹⁶。

成年後見制度は、判断能力の低下した高齢者などの能力を補完・支援するための制度であり、成年後見人等は成年後見事務の遂行を通じ、高齢者などの判断能力の補完・支援の役割を担う。そのため、成年後見人に適切な成年後見事務の遂行を期待することができるかどうかは、制度が実質的に機能するために重要なことである。それゆえに、本条項は、家庭裁判所に対して成年後見人の選任の権限を与えると同時に、成年後見人を選任する際の考慮事情を列挙することによって、判断能力の低下した高齢者等の具体的状況に対応した適切な後見事務を行うに相応しい能力や人格、信頼性を有する成年後見人を選任することを家庭裁判所に義務づけた規定である¹⁷。

前述の成年後見人の要件に関する改正は、禁治産・準禁治産制度の改正のなかでも大きな改正部分であるとされる¹⁸。ただし、本条項は、法定後見制度において、家庭裁判所が成年後見人を選任する場合の規定である。これに対し、任意後見制度においては、本人と受任者との間の任意後見契約により任意後見人をも決定するため、誰に任意後見人（任意後見受任者）を依頼するのかは、高齢者など本人の判断によって決定される。また、任意後見受任者および任意後見人を個人（単独または複数）とするのか、法人とするのかに関しても、本人の意思に基づいて決定される。

3. 家庭裁判所による調査・審問

後見等の開始の申立てがなされた場合、申立人や本人に対する面接等がなされるが、成年後見人の選任の審判をする場合、家庭裁判所は成年後見人となるべき者の意見を聴かなければならない（成年後見について家事事件手続法 120 条 2 項 1 号、保佐人については同 130 条 2 項 1 号、補助について 139 条 2 項 1 号）ことから、成年後見人候補者に対する調査がなされる¹⁹。申立ての際、成年後見人候補者は、一定事項を記載した文書の提出が求められる²⁰。この文書の記載事項は、おおむね以下の 8 項目である²¹。すなわち、①現在の生活状況、健康状況、経歴など（職業、同居者の有無、収入等、健康状態、最終学歴や主な職歴といった経歴）、②欠格事由の有無、③本人との日常の交流状況（本人との関係、同居の有無、家計の状況、別居中の面会状況、本人のために

¹⁶ 於保＝中川編・前掲書註（7）315 頁、小林＝大門＝岩井編著・前掲書註（6）142 頁。

¹⁷ 於保＝中川編・前掲書註（7）314 頁。

¹⁸ 於保＝中川編・前掲書註（7）309 頁。

¹⁹ 家事事件手続法における成年後見人候補者調査等に関する後見に関する審判事件については、赤沼＝池田＝松井編集代表・前掲書註（11）252 頁、梶村太一『家事事件手続法規逐条解説（二）』（テイハン、2019 年）18 頁、金子修編著『一問一答家事事件手続法』（商事法務、2012 年）179 頁、梶村太一＝徳田和幸編著『家事事件手続法（第 3 版）』（稲田龍樹執筆）（有斐閣、2016 年）275 頁、金子修＝山本和彦＝松原正明編著『講座実務家事事件手続法 下』（日本加除出版、2017 年）1 頁（一場修子執筆）、新井誠＝赤沼康弘＝大貫正男編『成年後見制度一法の理論と実務（第 2 版）』（有斐閣、2014 年）58 頁、小林＝大門＝岩井編著・前掲書註（6）325 頁。

²⁰ この書面は家庭裁判所によって異なり、「後見人等候補者事情説明書」や「候補者質問票」などとなっているものの、内容はほとんど同じであるとされる。赤沼＝池田＝松井編集代表・前掲書註（17）253 頁。

²¹ 神戸家庭裁判所「後見人等候補者事情説明書」<https://www.courts.go.jp/kobe/vc-files/kobe/2021/030401_01_2_koukentuokaishimoushitate/030401_4-11-1_koukennintoukouhosyazizyousei syo.pdf>（2023.1.9）

行っている介護や援助)、④本人との間での金銭の貸借、担保提供、保証、立替えの有無、⑤候補者となった経緯や事情、⑥本人の財産管理と身上保護(療用看護)に関する今後の方針・計画、⑦成年後見人・保佐人・補助人の選任の手續きに関する理解の有無、⑧成年後見人・保佐人・補助人の役割および責任に関する理解等である。また、弁護士・司法書士・社会福祉士用に別途書式が定められているところがあり、この書式では、以下の事項が記載事項となっている²²。すなわち、①候補者について(住所、事務所所在地、資格、選任歴・選任件数、欠格事由の有無)、②本件申立てについて(候補者となった経緯、療養看護の方針・計画等、財産管理の方針・計画等、報酬申立ての予定の有無)である。これらの文書の提出にくわえ、家庭裁判所における面接がなされ、調査がなされる。

Ⅲ アメリカ成年後見法における成年後見人の要件に関する近年の改正動向:2013年～2021年

アメリカにおける成年後見制度に関する州法の改正動向等については、アメリカ法律家協会(American Bar Association)における法と高齢委員会(Commission on Law and Aging)から毎年報告書が公表されている(State Adult Guardianship Legislation: Directions of Reform)。成年後見人の要件や選任に関する課題や改正に関しては、この年次報告書において取り上げられており(Choice of Guardian)、毎年、いずれかの州において何らかの改正がなされている。そこで、本稿はその改正内容と今後の動向を検討する。その際、2013年から2021年の9年間の報告書を対象とし、これらの報告書から成年後見人の要件に関する改正内容を抽出する。なお、報告書においては、複数年にわたり同様の改正項目が取り上げられることがあるものの、記載の順番に関しては各年の報告書によって異なっており、本稿においては、各年の報告書の記載の順番に沿って改正内容を抽出することとする。

1. 2013年

(1) 後見人の身元調査

後見人の選任に関しては、後見人候補者の犯罪歴やその他の経歴を調査する制度を導入する州が増えてきていた²³。

アリゾナ州では、裁判所が、後見人に選任されることを求める者(認可された受託者または金融機関の従業員を除く)に対し、犯罪歴調査を行うために指紋一式の提出を要求することができ

²² 神戸家庭裁判所「後見人等候補者事情説明書(弁護士・司法書士・社会福祉士用)」<https://www.courts.go.jp/kobe/vc-files/kobe/2022/03_moushitateset/0401_4_12_kouhosya_bengoshitou.pdf>(2023.1.9)。

²³ Commission on Law and Aging American Bar Association, *State Adult Guardianship Legislation: Directions of Reform-2013*, at 7, https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/law_aging/2013_final_guardianship_legislative_update_12-18-13.pdf (last visited Dec. 5, 2020).

るよう法改正をした（HB 2308）。犯罪歴調査にかかる費用は、本人が負担しなければならないとされる²⁴。

アイダホ州 HB 125 は、後見人候補者が犯罪歴と経歴の調査を受け、調査費用を支払うことを要求している。さらに、裁判所の命令に従い、無能力とされる者の住居予定地に居住する者は犯罪歴と経歴の調査を受けなければならない。その調査結果は、訪問相談員²⁵と訴訟代理人が利用できるようにする必要がある。また、後見人候補者は、訪問相談員、訴訟のための後見人、その他通知を受ける権利を有する者に対し、民事訴訟の判決や破産の報告書を提供する必要がある。さらに、後見人は、自己の犯罪歴、民事裁判、破産歴に変更があった場合には、訪問相談員、訴訟のための後見人、その他通知を受ける権利を有する者に報告しなければならない。

イリノイ州における法改正は、後見人の資格に関するものである。イリノイ州法では、高齢者や障害者への危害や脅威を伴う重罪で有罪判決を受けた者を、裁判所が後見人に任命することを禁止している。新たな法案はこの重罪の範囲を拡大し、未成年者への危害や脅威を伴うものも含むこととした（SB 1287）。

ミネソタ州には、後見人の身元調査に関する規定が既にあったものの、2013年の法案で調査が大幅に強化された（SF 1029/HF 1160）。新たな規定は以下のとおりである²⁶。

①身元調査が、過去5年以内ではなく、過去2年以内に行われたものでなければ、任命前に身元調査を行うことを義務付ける。

②5年に1回ではなく、2年に1回、任命後の身元調査を義務付ける。

③後見人候補者が過去5年間ではなく、10年間ミネソタ州に住んでいない場合（または、複数の州の犯罪者である可能性を示す情報がある場合）、身元調査は全国犯罪記録リポジトリの犯罪歴を含む必要があることを規定する。

④後見人の責任に関連する職業免許を拒否されたことがある場合、またはそのような免許の停止、取り消し、取り消しを受けたことがある場合は、州の免許機関のデータを必要とする。

⑤裁判所は、身元調査の結果が出るまで後見人を選任することができるが、受任後30日以内に調査を完了しなければならないことを明記する。

⑥身元調査にかかる費用を後見人候補から徴収することを規定する。

ネバダ州の現行法では、申立書に後見人候補が有罪判決を受けたかどうかを記載することが義務付けられている。保護者候補が重罪を犯しているかどうか、有罪判決を受けている場合はその犯罪に関する情報、保護観察または仮釈放に付されているかどうかを記載することを要求している。ネバダ州 SB 78 の新しい規定では、申立書に、後見人候補者が係争中の刑事訴訟又は民事訴訟の当事者であるかどうか、及び、後見人候補者が直前7年以内に破産法の適用を申請したかどうかについても記載することが要求されている。

²⁴ *Id.* at 8.

²⁵ 訪問相談員（Visitor）とは、後見手続きにおいて、被後見人の利益保護、後見人の指導・援助等のために法律や監護養育、ソーシャルワーク等についての訓練を受けた職員又は裁判所によりとくにそのために任命された者をいう。田中英夫編集代表『英米法辞典』（東京大学出版会、2012年）898頁。

²⁶ Commission on Law and Aging American Bar Association, *supra* note 21, at 9.

さらに、SB 78 では、後見人が任命された後、重大な軽犯罪や重罪の前科、破産申請、養育費の未払いによる運転免許の停止、取消、法律、会計、その他免許を必要とし財務管理に関わる職業からの剥奪、資金の横領に対する判決などを直ちに裁判所に報告しなければならないと定めている。裁判所は、その者を後見人として続けさせることが本人の利益になると判断しない限り、後見人を解任し、後任者を任命することができる²⁷。

テキサス州 HB 2080 では、暴力犯罪者を後見人から除外している。被後見人または無能力者の家族に対する暴力的な脅迫または継続的な暴力行為で最終的に有罪判決を受けた者を後見人に任命することは、被後見人の最善の利益にならないものと推定される。家庭裁判所の保護命令の対象である家庭内暴力を犯した者は、保護命令によって保護されている被後見人または被後見人候補の後見人に選任することはできない。

(2) 後見人の認定

後見人認定センター (The Center for Guardianship Certification : CGC) は、全国的な後見人の認定プログラムを有しており、申請者が試験に合格し、最低限の資格要件を満たし、手数料を支払い、経歴について証明する²⁸。2011 年 1 月現在、CGC は全国で 1,936 人以上の後見人を認定している²⁹。カリフォルニア州、フロリダ州、テキサス州、オレゴン州では、州ごとのテストを実施している。さらに、いくつかの州では、後見人候補者に対し CGC の認定を受けることを義務付けるか、または、その州における独自の要件を設けている。アリゾナ州は、州によるプログラムを最初の実施した州であり、すべての後見人（家族である後見人を除く）について、特定の要件を定めている。2013 年 4 月現在、CGC は全米で 1,600 人以上の全米認定後見人、65 人の全米マスター後見人を承認している。さらに、CGC はカリフォルニア州、フロリダ州、オレゴン州で州ごとの試験を行っている。CGC の取り組み以外にも、多くの州で独自の後見人認定制度が制定されている。

オレゴン州の HB 3129 は、専門受託者の認定を義務付けている。ここで専門受託者とは、受託者と関係のない 3 人以上の被保護者のために同時に受託者として行動する者とされている。従来、オレゴン州法では専門的な受託者の要件が定められていたものの、新たな法案では、後見人認定センターによる認定を義務付けている。また、専門的な受託者の訓練と継続的な教育のための最善の方法を検討するため、受託者教育作業部会が設立される。この作業部会には、州最高裁判所首席裁判官と州知事によって任命された構成員が含まれる。作業部会は、2014 年 8 月 1 日までに州議会に勧告をすることになっている。

(3) 待機後見人

多くの州では、後見人が死亡または能力喪失した場合に備え、待機後見人の規定を設けている³⁰。統一後見保護手続法案では、未婚の成人の子の親、または、無能力者と思われる人の配偶者によってのみ、待機後見人が選任される手続がある。その選任は裁判所によって承認されなければ

²⁷ *Id.*

²⁸ 後見人認定センターは、後見人などを対象にした総合的な認定プログラムを提供するための機関であるとされる。The Center for Guardianship Certification, *Our Mission*, (Dec. 29, 2022, 9:21), <https://guardianshipcert.org/>

²⁹ Commission on Law and Aging American Bar Association, *supra* note 21, at 10.

³⁰ *Id.*

ならない。

当時のワシントン州法では、裁判所によって選任された後見人は、その死亡時または法的無能力時に職務を果たす待機後見人を指名しなければならないとされていた(RCW 11.88.125)。これに対し、SB 5692 では、待機後見人の規定を拡大し、後見人の計画的不在を含むようにした。待機後見人は、後見人が不在の間、後見人の任務、責任、権限の一部または全部を引き受けることができる。計画的不在になる前に、後見人は申立てを行い、計画的不在および待機後見人について本人や利害関係者に通知しなければならない。裁判所は、不在予定と待機後見人の選任について意見聴取を行い、待機後見人の任務と不在予定の期間を明記した命令を出す。待機後見人は保証金を支払う必要があり、後見人および限定後見人に関するすべての規定に従わなければならない³¹。

2. 2014 年

(1) 後見人の身元調査

2013 年に引き続き、後見人候補者の犯罪歴やその他の経歴を調査する制度を導入する州が増えている³²。

フロリダ州 CS/HB 635 は、後見人に信用情報調査と経歴審査を提出することを要求している。専門家でない後見人は、信用情報調査および経歴審査の費用の払い戻しを裁判所に申し立てることができる。また、この法案では、後見人への選任を求める者は、抹消または封印された記録の対象となる逮捕歴を否定したり、認めなかったりしてはならないと定められている。さらに、この法案には、後見の資産の監視に関する規定が含まれている。この法改正を実施するための裁判所に対する資金提供は、改正法の実施を促進することになる。

アリゾナ州は、裁判所が犯罪歴調査を行うために後見人が指紋を取得することをすでに要求しているが、改正法案において、即時犯歴照会システム (National Instant Criminal Background Check System) への後見人選任の通知を義務付ける規定を制定した (HB 2322) ³³。

(2) 後見人の認定

後見人認定センター (CGC) は、全米の後見人認定のプロセスを有しており、2014 年 2 月段階で、CGC は全米で 1,500 人以上の全米認定後見人、67 人の全米マスター後見人を認定していた³⁴。さらに、CGC はカリフォルニア州、フロリダ州、オレゴン州で州ごとの試験を行っている。CGC の取り組み以外にも、多くの州が独自の後見人認定プログラムを制定していた。

テキサス州では、州の後見人認定プログラムを制定している。2014 年 9 月当時、新しいテキサス州法では、2013 年に可決された SB 966 により、州の後見人認定委員会が存在しなくなり、その職務は司法部認定委員会³⁵に移管されることが規定された。

³¹ *Id.*

³² Commission on Law and Aging American Bar Association, *State Adult Guardianship Legislation: Directions of Reform-2014*, at 5, http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/law_aging/2014_final_guardianship_legislative_update.authcheckdam.pdf (last visited Nov. 5, 2020).

³³ *Id.* at 8.

³⁴ *Id.* at 9.

³⁵ TEXAS STATE DIRECTORY, *Judicial Branch Certification Commission* (Dec. 30, 2022, 15:15), <https://www.txdirectory.com/online/abc/detail.php?id=480>.

(3) 後見人の適格者

ほとんどの州法は、後見人として裁判所が選任する親族および親族以外の者のリストを階層的に記載するとともに、裁判所に対し、本人の最善の利益のために選任する裁量を与えられている³⁶。

イリノイ州では、後見人の選任は裁判所の裁量に委ねられ、裁判所は、後見人に関する障害者の希望や後見人候補者の資質を十分に考慮して、その任命を決定するものとなっている。イリノイ州 SB 1051 は、後見人の選定において最も重要なことは、障害者の最善の利益と幸福であるとし、本人の意思表示よりも最善の利益が最終的な判断基準であることを強調している³⁷。

3. 2015 年

2015 年における後見人の選任に関する法案は、後見人の認定と免許、基準と訓練、裁判所による後見人選任の要件、後見人の身辺調査などを対象としている。

ネバダ州では、2015 年に、家族擁護連合の運動と同州の後見制度の欠陥を指摘する報道記事にもとづき、最高裁判所委員会の設立と、後見人の要件と選任に関する 2 つの重要な法案の可決に至った³⁸。

(1) 後見人の認定・免許

後見人認定センター (CGC) は、後見人認定のプロセスを有しており³⁹、2015 年 7 月当時、CGC は全国で 1,480 人以上の全米認定後見人、68 人の全米マスター後見人を認定していた。さらに、CGC はカリフォルニア州、フロリダ州、オレゴン州で州ごとの試験を行い、CGC の取り組み以外にも、アリゾナ州をはじめとした多くの州で独自の後見人認定・免許制度が制定されている。

2015 年、ネバダ州は、民間の専門職後見人に対する免許取得の要件を制定した。ネバダ州 AB 325 は免許取得に関する規定であり、この新しい規定は、私的専門職後見人に対する免許取得の要件を定めており、実務をカバーするものである。ただし、私的専門職後見人は、引き続き OGC の認定をも受けなければならない。その規定の概要は以下の通りである⁴⁰。

① 免許取得の要件

新法には、無免許の場合の罰則と罰金が含まれている。地方裁判所は無免許の民間専門職後見人を任命することはできない。裁判所は、毎年行われる後見案件の審査において、無免許の専門職後見人が選任されていないかどうかを確認しなければならず、もし後見人が免許を取得していない場合は別の後見人を選任しなければならない。

② 利益相反

後見人は、後見に関わるいかなる商取引や活動において、直接、間接を問わず、いかなる利害関係も有してはならない。この利害関係の範囲には、民間専門職後見人の配偶者やその他の親族

³⁶ Commission on Law and Aging American Bar Association, *supra* note 30, at 9.

³⁷ *Id.*

³⁸ Commission on Law and Aging American Bar Association, *State Adult Guardianship Legislation: Directions of Reform -2015*, at 8, https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/law_aging/2015_final_guardianship_legislative_update.pdf. (last visited Dec. 5, 2020).

³⁹ *Id.*

⁴⁰ *Id.*

も含まれる。この法案では保証と保険の要件が規定されている。

③個別の銀行口座

専門職後見人は、自己の個人口座などと区別できるような名義によって、個別の後見口座を作成しなければならない。その口座は後見口座として指定されなければならない。後見人は、すべての取引について明確かつ完全な記録を作成しなければならない⁴¹。

④口座の調査

後見人の記録および口座は、規則を遵守していることを確保するために、いつでもネバダ州金融機関局長により調査されることがありうる。その報告書の写しはすべて地方裁判所に送付される。

⑤免許に対する措置

ネバダ州の金融機関局長は、調査のための記録の提出を拒否した場合、重大かつ故意に受託者の義務に違反した場合、または重大な利益相反に関与した場合には、免許の取り消しまたは停止を含む、免許に対する行政措置を取ることができる。この法律には、これらの措置が取られた場合の免許の適正手続きに関する規定が含まれている。

⑥苦情申立て

私的専門職後見人の業務遂行に対する苦情が提出された場合、局長は苦情のコピーと聞き取り調査の日付の通知を司法長官に送付しなければならない。

ワシントン州には、既存の後見人認定制度があった。これに対し、改正法案は、州の認定専門職後見人委員会が、後見人案件に関して受け取った苦情を、裁判所が受け取る他の苦情と同様に、裁判所の審査と対処を要求し裁判所に送付することができるように定めている（SB 5607）⁴²。

(2) 後見人の基準および研修

オハイオ州最高裁判所子ども家庭課の成年後見小委員会は、数年にわたり後見人の基準の問題を検討し、2014年に待望の規則案が発表され、2015年3月に州最高裁判所の承認を得た。

この規則では、特に、利益相反の回避、相当の注意、本人中心のプランニング、最も制限の少ない選択の利用、サービスや給付の監視と調整、直接サービスの提供の禁止に関しては、全国後見協会の実施基準の多くを引用している⁴³。

また、親族後見人を含むすべての後見人に対し、任命前に6時間の研修を受けること、および、毎年3時間の継続教育コースを受けることを義務付けている（Sup. R. 66.06 & 66.07）。

(3) 裁判所による後見人の選任

ほとんどの州法は、後見人として裁判所が選任する親族および親族以外の者のリストを階層的に記載するとともに、裁判所に対し、本人の最善の利益のために選任する裁量を与えられている。2015年、ネバダ州、フロリダ州、テキサス州は、裁判所による後見人の選任に関し重要な法改正を行った。

ネバダ州の改正法は、裁判所による後見人の選任の要件を以下のように改正した（SB 262）⁴⁴。

⁴¹ *Id.* at 9.

⁴² *Id.*

⁴³ *Id.*

⁴⁴ *Id.* at 10.

①優先順位および資格

裁判所は、指名された者または親族が州の居住者であるか否かに関わらず、選任においては、指名された者、親族の順で優先させなければならない。この新しい規定は、指名された者または親族が任命に適格かつ適切であるかどうかを判断する際の考慮事項を定めており、その者に子供または成人に対する虐待、ネグレクト、搾取、隔離、放棄を行ったと司法判断されたかどうか、また、その者が重罪を犯しているかどうかを含んでいる。

②2人以上の指名された有資格者

2人またはそれ以上の後見人候補者が適格であり、かつ、適切であると裁判所が判断した場合、裁判所は、それらの者を共同後見人として選任することができる。また、本人が能力を有している際の遺言、信託または遺産処分計画の一部である文書において指定されている場合は、その者が後見人として優先される。

③非居住者の選任

裁判所は、以下のように判断した場合はネバダ州の非居住者より居住者を優先してはならない。すなわち、非居住者の方が後見人として適格であり任務に適しており、後見人の居住地と本人の居住地が離れていたとしても後見人の意思決定やニーズへの迅速な対応に影響がない場合である。後者であると判断する理由としては、ネバダ州の介護事業者が継続的な介護と監督をしており、ネバダ州の適正な介護施設に入所しており、または、後見人候補者が選任後30日以内にネバダ州に転居する予定であることである。

④登録代理人・研修

非居住者の後見人は、送達のための登録代理人を選定しなければならない。裁判所は、後見人に対し、ネバダ州法に基づく研修の修了を要求することができる。

⑤最後の手段としての選任

裁判所が、後見人として適切な者や親族がいないと判断した場合には以下の者を選任することができる。すなわち、公的后見人（その者が資格を有する場合）、ネバダ州の居住者であり保証金を有する民間受託者、および、認可された専門職後見人などである。

フロリダ州改正法は、裁判所が専門職後見人の選任にローテーションシステムを採用しない場合、その後見人が選ばれた理由について、法律で定められた各要素を参照しつつ具体的な事実確認をすることを義務付けている（HB5）。また、この法案では、被後見人が選任すべき後見人について希望を表明できない場合、裁判所は被後見人の近親者の希望を考慮することを要するとしている。最後に、この法案では、受託者保証と賠償責任保険に加入している特定の営利団体を後見人として選任することを認めている⁴⁵。

テキサス州 SB 1876 では、裁判所が専門職後見人を選任する際にローテーションリストを使用するよう定められているものの、複雑な問題に関して特別なスキルを持つ特定の後見人を任命したり、当事者が同意し裁判所が承認すればローテーションの最初に名前がない後見人を選任したりする裁判官の裁量が認められている。また、既存のテキサス州法では、後見人を選任する前に、裁判所は、誰を後見人に選ぶべきか、本人の希望を考慮しなければならないと定めている。HB39

⁴⁵ *Id.*

では、必要性が生じる前に、本人が宣言によって後見人を指定していたかどうかに関わらず、裁判所はその希望を考慮しなければならないと定めている。

(4) 後見人の身元調査

DC B20-0710 は、後見人が自身の犯罪歴を開示し、地方政府および連邦政府の犯罪歴調査を受けることを要求し、裁判所が後見人を選任する際に犯罪歴を考慮することを義務付けている⁴⁶。

既存のテキサス州法は、専門職後見人および専門職後見人に雇用される特定の人物に対して、犯罪歴調査を義務付けている。これに対し、HB 1438 は、その範囲を拡大し、家族後見人に対しても犯罪歴調査を要求している。

オハイオ州の新しい最高裁判所規則 (Sup. R. 66.05(A)) では、家族後見人を含むすべての後見人に対して犯罪歴調査を義務付けている。弁護士の場合には、裁判所は最高裁判所の優良証明書を受理することができる。

4. 2016 年

(1) 後見人の適格者

いくつかの州では、どのような者や団体が後見人となることができるかが明文で定められている⁴⁷。

アリゾナ州法 1296 条は、移行期の青少年の後見人の選択について定めており、すなわち、18 歳の誕生日前または誕生日から 2 年以内を選任することとしている。この法案では、本人の最善の利益に反しない限り、裁判所は、本人が 18 歳になったときに「裁判所の命令で意思決定を行っていた者」を選任しなければならないと定めている。2 人が共同で意思決定を行っていた場合、裁判所はその 2 人を共同後見人として任命することになっている。共同後見人は、意思決定の権限を共有することになる。その目的は、親が「同じ子供に関する以前の親権争いを再び争う」ことを避けることにあるとされている⁴⁸。

多くの州では、どのような機関が法人後見人となることができるかを定めている。コネチカット州の法案 (SB 219) は、後見人に就任することが可能な団体の種類を拡大するものである⁴⁹。従来は営利・非営利法人が就任していたが、新しい規定では、営利・非営利の有限責任会社、パートナーシップ、その他州法で認められた法人も就任することができる。

オクラホマ州 SB 902 では、米国の市民または合法的居住者、あるいは合法的に米国に滞在している者のみが、後見人となることができると規定されている。ただし、裁判所が、そのような有資格者がおらず、それが本人の最善の利益であると判断した場合は、この限りではない⁵⁰。

(2) 後見人の基準と研修

サウスダコタ州の高齢者虐待特別委員会は、後見人が研修を受けることを法的に義務づけた。

⁴⁶ *Id.* at 11.

⁴⁷ Commission on Law and Aging American Bar Association, *State Adult Guardianship Legislation: Directions of Reform -2016*, at 6, https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/law_aging/2016-final-guardianship-legislative-update.pdf. (last visited Dec. 5, 2020).

⁴⁸ *Id.*

⁴⁹ *Id.*

⁵⁰ *Id.*

また、サウスダコタ州 SB 54 は、サウスダコタ州弁護士会に「被保護者」の権利、後見人の義務と責任、最も制限的でない選択肢、および資産を含む研修カリキュラムを作成するよう求めている。後見人は、選任後 4 ヶ月以内にこの研修を修了しなければならない⁵¹。

(3) 後見人の身元調査

サウスダコタ州の高齢者虐待特別委員会から派生した SB 54 は、犯罪の性質と日付、更生の証拠を考慮し、裁判所がその選任が本人の最善の利益になると認めない限り、重罪犯人を後見人に選任することを禁じている⁵²。後見人（金融機関を除く）は、犯罪歴のチェックと、虐待、ネグレクト、搾取の有無のチェックを受けなければなりません。裁判所は正当な理由が示された場合、この要件を免除することができる。裁判官は、記録調査の結果が提出され、審査されるまで、後見人の選任をすることができない。ただし、この要件は一時的な選任には適用されない。

5. 2017 年

(1) 後見人の適格者

アイダホ州の改正法案では、本人の利益に最も資する場合または複数後見人が協力的である場合、裁判所は 2 人以下の共同後見人を任命することができるとしている（HB 148）⁵³。親が不本意または不適當でない限り、親が共同後見人として優先される。裁判所は、共同後見人が独立して行動するのか、共同で行動しなければならないのか、またどの領域で行動するのかを決定し、その決定を命令書に明記しなければならない⁵⁴。

テキサス州改正法では、本人が宣言により後見人を指名することを許しており、その宣言は自筆証書であるか 2 人の証人の代わりに公証人の前で実施された場合であるとする（SB 511）。この法案は、本人が後見人候補者を事前に指名することを容易にし、証人の認証にかかる費用や不便を回避できるようにすることを目的としている⁵⁵。

ネバダ州 SB 229 は、本人が後見人候補者を指名するモデル書式を規定することで本人による後見人候補の指名を奨励するものである。この書式は本人が利用することができる一方で利用は義務付けられていない。また、州国務長官に対して、その様式を政府のウェブサイトで公開するよう指示している。この指名様式は、ネバダ州国務長官が管理する電子登録簿（Nevada Lockbox）に含まれるとしており、電子登録簿へのアクセスに関する追加規定が盛り込まれている。さらに本法案は、非居住者である後見人のネバダ州における登録代理人の指定に関する要件を明確にするものである⁵⁶。

サウスカロライナ州 S 415 は、後見人に任命される者の優先順位を明確にし、裁判所は本人の

⁵¹ *Id.*

⁵² *Id.* at 7.

⁵³ Commission on Law and Aging American Bar Association, *State Adult Guardianship Legislation: Directions of Reform -2017*, at 10, https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/law_aging/2017_legislative_summary_fnl.pdf (last visited Dec. 5, 2020).

⁵⁴ *Id.*

⁵⁵ *Id.* at 11.

⁵⁶ *Id.*

最善の利益のために裁量を行使することができるとしている⁵⁷。

(2) 後見人の基準と研修

コネチカット州 SB 967 は、遺言検認裁判所事務局長が、コネチカット州の遺言検認会議と協議の上、後見人の実務基準を採択することを要求し、後見人はその基準によって指導されることを定めている⁵⁸。

イリノイ州改正法は、州公的後見機関（State Guardian）に後見人の養成プログラムを創設するよう指示している。このプログラムは裁判所に無償で提供され、後見人の責任と後見手続きにおける障害者の権利の概要を説明するものとする。人口が 300 万人未満の郡では、後見人の選任の際に、後見人が研修を受講し、修了証を提出することが義務付けられる。ただし、州公的後見事務所の職員、郡公的後見人、弁護士、法人後見受託者、後見認定センターから認定された者は、研修受講を免除される。裁判所は、他の同様の研修プログラムの実施を命じたり、正当な理由があれば要件を免除したりする裁量権を有する（HB 2665）⁵⁹。

また、後見人の基準と研修に関し、モンタナ州の改正法案では、後見人となる家族、後見事件を扱う公選弁護士、地方裁判所判事、および貧困層に対するボランティアによる後見人に対する研修のための、司法府による補助金に関する規定が含まれている（HB 70）⁶⁰。

テキサス州改正法案は、すべての後見人に対し、選任される前に研修を受けることを義務付けている。司法機関認定委員会は、この研修を開発し、委員会のウェブサイトで公開することになっている。研修は、後見人候補者を対象とし、後見人の責任、後見の代替案、支援とサービス、および後見の対象となる個人の権利について、後見人候補者を教育するものである。ただし、弁護士、専門職後見人、一時後見人については、研修の対象外とする。最高裁判所規則により、裁判所は研修を免除することができる。研修修了の確認書は、選任審判の 10 日前までに裁判所に提出する必要がある（SB 1096）⁶¹。

(3) 後見人の身元調査

前述のテキサス州 SB1096 は、司法機関認定委員会が、後見人になろうとする者（委員会が既に調査を行った民間専門後見人および弁護士を除く）に対して犯罪歴調査を行うこととしている。

ネバダ州法では、従来は後見人の免許の申請時に指紋一式を要求していたものの、改正法では、民間専門後見人団体において何らかの役割を担っている者は、少なくとも 5 年に一度、指紋を提出しなければならないと規定している（ABA 150）。

(4) 後見人認定・免許

テキサス州改正法は、SB1096 は、テキサス州最高裁判所に対し、規則により、すべての後見人が州最高裁判所事務局に登録されなければならない登録プログラムを定めることを要求している。また、裁判所は、後見人が解任された場合には州最高裁判所事務局へ通知しなければならない。州最高裁判所事務局は、テキサス州内のすべての後見人に関するデータベースを構築し、法執行

⁵⁷ *Id.*

⁵⁸ *Id.*

⁵⁹ *Id.*

⁶⁰ *Id.* at 12.

⁶¹ *Id.*

当局が利用できるようにする必要がある (SB 1096) ⁶²。

テキサス州には、保健福祉委員会と協議の上、司法機関認定委員会によって運営される既存の後見人認定プログラムがある。テキサス州改正法 (SB 36) は、後見プログラム (保健福祉委員会と契約しているものを除く) にも認証の要件を拡大するものである。これらのプログラムは、司法機関認定委員会に登録しなければならず、同委員会は基準を策定する。後見プログラムには、認定された後見人が従事しなければならない。司法機関認定委員会は、登録されたすべての後見プログラムのリストをホームページで公開しなければならない。未登録、停止、期限切れの場合には、後見人として選任されない⁶³。また、テキサス州改正法 (SB 43) は、後見人の登録および免許料、ならびに取り消された免許の再発行に関するものである。また、認定された後見人に対する苦情の申し立てについても言及しており、司法機関認定委員会が認定された後見人の苦情の写しを提供することとされている⁶⁴。

ネバダ州改正法は、私的専門後見人の免許に関する州の要件を改定するものである (AB 150)。この改正法案では、私的専門後見人とは、認可を受けた団体に雇用され、全米の後見人認定センター (CGC) によって認定された者、または、認可を受けた団体でなければならないと定められている。

6. 2018 年

(1) 後見人の適格者

いくつかの州では、どのような人物または団体が後見人または保佐人となることができるかを明確にした⁶⁵。

カリフォルニア州改正法 (AB 3144) は、州消費者省内の専門受託者局 ("bureau") の運営を 2023 年まで延長する。同局は、私的専門的な後見人を含む専門的受託者の免許を与え規制している。

同法は、免許を受けた者が医療や金融に関する代理人として理由なく解任されたかどうかを開示することを義務付けている。同法はすでに、免許を受けた者が過去に後見人として解任されたことがあるかどうかを開示することを義務付けている。これに対し、新法は、免許を受けた者が現在代理人となっている本人について免許を受けた者のファイルに保存することを専門受託者局へ要求している。また、免許を受けた者が代理人として理由なく解任されたことがあるかどうかを示す文書を保管することが義務付けられている。この法律は、免許を受けた者が、自己に対してなされた苦情への対応に費やした時間について、依頼人または相続財産に対し請求することを禁じている⁶⁶。

イリノイ州では、障害を持つ成年者の後見人候補者が、その後見人が担当する他の障害を持つ

⁶² *Id.* at 13.

⁶³ *Id.*

⁶⁴ *Id.*

⁶⁵ Commission on Law and Aging American Bar Association, *State Adult Guardianship Legislation: Directions of Reform -2018*, at 8, https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/law_aging/2018-adult-guardianship-legislative-summary.pdf (last visited Dec. 5, 2020).

⁶⁶ *Id.*

成年者が何人いるかを開示することを義務付けている（HB 4867）⁶⁷。ただし、州公的後見人は免除される。障害を持つ成年者の数が 5 人以上の場合、裁判所は後見擁護委員会に通知しなければならない。後見擁護委員会は、他の機関や一般市民が参照できるように、本条に基づき受領した津全ての通知を保管するものとする。また、イリノイ州では、居住介護サービスを提供する団体だけでなく、その従業員も後見人となることが禁止されることを明確にしている（HB 4686）。

ミズーリ州改正法は、以下の者を後見人として選任する優先順位を明確にし、無関係の第三者が最後の手段であることを明記している（SB 806）。すなわち、①審問の時点で本人によって指名された適格者、②本人が無能力または障害を有する時点以前に、書面において本人の署名により持続的代理権を授与する旨指名された適格者、③無能力者または障害者の配偶者、両親、成人の子供、成人の兄弟姉妹、その他の近親者、④配偶者や親族の遺言で指名された適格者または法人（後見の対象が財産のみの場合）である⁶⁸。

ニューメキシコ州の改正法は、裁判所が身上後見人に対して財産後見人の選任を申し立てるよう要求する権限を認めている（SB 19）⁶⁹。

（2）後見人の身元調査

ミズーリ州 SB 806 は、身上後見人および財産後見人候補者が自費で身元調査を受けること、また、財産後見人が信用調査票を提出することを要求している⁷⁰。身元調査および信用調査票は、身上後見人・財産後見人選任審判の少なくとも 10 日前までに裁判所に提出されなければならない。全米の認定機関によって認定された後見人は、身元調査の代わりに認定証明書を提出することができる。ただし、公的管理者と家族は免除される⁷¹。

7. 2019 年

（1）後見人の適格者

アーカンソー州改正法案（HB 1762）は、裁判所が判決文を検討し、有罪判決にもかかわらず、後見人候補者が後見人として適格であると判断した場合、有罪判決を受け、赦免されていない重罪犯人が本人の（財産ではない）後見人となることに対する禁止を免除することを許可するものである⁷²。裁判所は、有罪判決を受けた重罪犯人が報告書または会計報告書を提出しない場合、後見人を解任すべきでない理由を示すための聴聞会を設定するものとする。

ミネソタ州では、介護施設の職員が入所者の後見人になることを禁止している（H.F. 90）⁷³。

ニューメキシコ州改正法案は、「専門的後見人」を定義しており、専門的後見人とは、後見人本人と関係のない 2 人以上の被後見人を担当する者であるとしている。専門的後見人は、認定を提

⁶⁷ *Id.* at 9.

⁶⁸ *Id.*

⁶⁹ *Id.*

⁷⁰ *Id.*

⁷¹ *Id.*

⁷² Commission on Law and Aging American Bar Association, *State Adult Guardianship Legislation: Directions of Reform -2019*, at 8, https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/law_aging/2019-final-guardianship-legislative-update.pdf (last visited Dec. 5, 2020).

⁷³ *Id.*

供する団体に認定され、資格要件を適正に具備していなければならない (S.B. 395) ⁷⁴。

(2) 後見人の身元調査

アイオワ州 H.F. 610 では、裁判所は、アイオワ州の信託権限を持つ金融機関以外の後見人候補者全員について、犯罪歴の調査、児童虐待、被扶養者虐待、性犯罪者登録の調査を求めなければならないとしている。司法部門は、州機関が有する記録調査の保管場所に対して電子的にアクセスできるようにしなければならない。申立人は、経歴調査の手数料を支払わなければならない⁷⁵。

ミズーリ州改正法案では、裁判所および社会福祉省に対し、身元確認および犯罪歴情報のために、後見人の指紋採取を要求する権限を与えている (H.B. 694) ⁷⁶。

また、ミシシッピ州改正法は、後見人候補者が、破産手続きにおける債務者であるかどうか、重罪、不正行為、ネグレクト、暴力、有形力の行使に関わる犯罪で有罪となったことがあるかどうかを、裁判所に開示するよう要求している。また、重罪、不正行為、怠慢、暴力、有形力の行使に関わる犯罪、またはその他の関連する犯罪で有罪判決を受けたことがあるかどうかを裁判所に開示することを義務付けている (S.B. 2828) ⁷⁷。

8. 2020 年

(1) 後見人の適格者

オクラホマ州改正法は、介護施設入居者の代理人を裁判所が選任した後見人であるものとした。後見人がいない場合は、本人が書面で指定した親族またはその他の人物と定義している (SB 1739)。ただし、介護施設の経営者または従業員は、入居者の親族でない限り、後見人となることはできない⁷⁸。

バージニア州では、正当な理由がある場合を除き、裁判所が、3年以内に申立人の代理人として従事したことがある弁護士を被申立人の後見人に選任することを禁止している (SB 1027)。また、その弁護士の法律事務所の従業員が後見人となることも禁止されている⁷⁹。

(2) 後見人の身元調査

ミズーリ州 HB 694 は、裁判所および社会福祉省が、身元確認および犯罪歴情報のために後見人の指紋採取を要求することを許可するものである⁸⁰。

ミシシッピ州 SB 2874 では、後見人になることを検討している者は、破産手続きにおける債務者であるかどうか、重罪、不正行為、ネグレクト、暴力、有形力の行使に関わる犯罪、その他の関連犯罪で有罪判決を受けたことがあるかどうかを裁判所に開示することを義務付けている⁸¹。

⁷⁴ *Id.*

⁷⁵ *Id.*

⁷⁶ *Id.*

⁷⁷ *Id.*

⁷⁸ Commission on Law and Aging American Bar Association, *State Adult Guardianship Legislation: Directions of Reform -2020*, at 6 (last visited Dec. 5, 2020).

⁷⁹ *Id.*

⁸⁰ *Id.*

⁸¹ *Id.*

9. 2021年

これまで、後見人の選択に関する法案は、裁判所による後見人の選定、後見人の認定と免許、基準と訓練、後見人の身元調査などの要件を対象としてきた。

サウスダコタ州改正法は、2021年7月1日以降、裁判所は、必要な研修プログラムを修了していない者を後見人として任命することはできないこととしている（HB 1261）。研修を修了していないことは、後見人としての解任の理由となる⁸²。

IV 改正動向に関する若干の考察

以上において、2013年から2021年までの州法の改正内容等を年ごとに概観してきた。9年間に於いて改正等をした州は、全部で23州である。そのなかには複数回改正している州もあり、8回がテキサス州、6回がネバダ州、4回がアリゾナ州およびイリノイ州、3回がサウスダコタ州、2回がアイダホ、オクラホマ、オハイオ、コネチカット、フロリダ、ミネソタ、ミシシッピ、ワシントンの8州である。

改正の具体的内容としては、報告書においても触れられているように、後見人の適格者（裁判所による選任）、後見人の基準と研修、後見人の認定・免許、後見人の身元調査などが挙げられる。以下では、これらの事項に関し若干の考察をくわえる。

(1) 後見人候補者の身元調査に関しては、2013年から2021年にいたるまで毎年のように改正がなされている。身元調査の対象事項としては、犯罪に関する調査と信用に関する調査とが挙げられている。犯罪歴に関しては、成年後見人候補者に調査を受けることを義務付け、その費用負担を後見人候補者に負わせる州が多くある。また、指紋の提出を義務付けたり、指紋の採取を許可したりする州もある。犯罪歴に関連し、実際に有罪判決などを受けた経歴がある場合の成年後見人への選任の可否についても具体的に規定する州がある。すなわち、一定の重罪などの犯罪により有罪判決を受けた者を成年後見人に選任することを禁止するものである。これらは、こうした者を成年後見人に選任することは本人の最善の利益にならないからであるとされている。これに対し、重罪犯人の選任を禁じながらも、その重罪犯人の選任が本人の最善の利益になると認めない限りといった条件をつけている州もある。これは、本人の最善の利益になるのであれば重罪犯人であっても成年後見人に選任されることができると示していると考えられる。確かに、何らかの重罪犯罪者であったとしても、それに関する刑期を終えているとともに、更生をしていることが明らかであるような場合であれば、被後見人である本人との関係においては成年後見人となる可能性を残すことはありうることであろう。成年後見人の候補者が家族、親族である場合においては、こうしたケースもあり得るのではないかと思われる。実際に、アーカンソー州は、後見人候補者が有罪判決を受けていた場合であっても、後見人として適格であると判断した場合に

⁸² Commission on Law and Aging American Bar Association, *Guardianship Reform: 2021 Adult Guardianship Legislation Summary*, at 7(Dec. 5, 2022, 12:52), https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/law_aging/2021-guardianship-leg-summry.pdf.

は身上のための後見人となることを認めている。以上の犯罪歴の調査に対し、身元調査の対象としては、犯罪歴のほかに破産宣告を受けた経験などの経済的な信用調査が要求される州もある。また、成年後見人候補者の段階における身元調査にくわえ、成年後見人に就任後においても、犯罪や破産申請、運転免許の停止などの事実をただちに裁判所に報告するよう義務付けるものがある。

このような成年後見人候補者の身元調査は、成年後見人による横領などの不正事例の発生の可能性を考えると、候補者の段階で事前に犯罪歴や信用調査などを義務付けることを通じて適切な成年後見人を確保するようにし、適正ではないと思われる成年後見人の参入を回避しようとしているものと考えられる。万が一にも不適正な成年後見人が選任された場合、その被害は被後見人本人に直接及ぶものであり、横領や本人に対する暴力などの不正が発覚するまでに時間がかかり、発覚した場合には大きな被害が生じている可能性もある。こうしたことからすると、アメリカにおけるように成年後見人が候補者である段階で細かな身元調査をすることは妥当であろう。日本においても、成年後見人の横領などをはじめとした不正事例は多発しており、対応策として成年後見制度支援信託等の利用がなされているところである。成年後見人の選任時の考慮事情として成年後見人となる者の職業や経歴を考慮すべきとなっており、職業経験がなく財産管理能力に乏しい場合や、自己破産や財産管理上の不正行為や不適切行為をした事実があった場合が挙げられている。いわゆる犯罪歴については、その閲覧などに関して厳格な取り扱いがなされているところではあるものの、こうした選任時における考慮事情の検討により、適正な成年後見人を確保しようとしているといえよう。身元調査をどの程度厳格に行うべきかの問題は、事前規制と事後規制のどちらを重視するのかといった議論にも通じるものではあるものの、被後見人にいったん生じた損害の回復が難しいことを考慮すると、事前規制を重視する立場から身元調査をより充実させる必要があるように思われる。そうしたことからすると、アメリカ諸州におけるような適切な成年後見人の確保のための厳しい身元調査は、日本における今後の適正な後見人の選任における事前調査のあり方を考えるうえで、示唆となると思われる。

(2) 適切な成年後見人を確保するための方法としては、後見人の基準を定め、後見人候補者となる者が成年後見人としての資質、能力を有していることを事前に認定したり、後見人に就任する前に研修を受けることを義務付けたりすることが考えられる。アメリカにおいては、後見人認定センター（The Center for Guardianship Certification : CGC）が、成年後見人の質の担保および向上を図るため、成年後見人の認定プログラムを開発し、運用している。このプログラムでは、認定後見人のコースとマスター後見人のコースとがあり、前者が最低限の資格要件を充足することにより与えられる認定である。こうしたプログラムを前提とし、州によっては独自に認定とテストを実施しており、アリゾナ州は州独自のプログラムを実施した最初の州であるとされる。さらに、州によっては独自のプログラムを開発する方向での改正をするものがある。そこでは、利益相反がないようにすることや銀行口座を別途開設することなどを要件とする州もある。また、成年後見人になろうとする者に対し、後見人認定センターの認定を受けることを義務付けている州もある。また、サウスダコタ州のように必要な研修プログラムを修了しない者を後見人として選任できないとし、さらに、研修を修了していないことを後見人の解任理由となるとしているものもある。以上のような研修等を修了すれば成年後見人としての能力を認定され、成年後見人に選任さ

れることになるのに対し、そうした資質や能力を認定されたはずの成年後見人の職務のあり方などに対して苦情が寄せられることもありうる。そこで、テキサス州は、認定された後見人に対する苦情申し立ての仕組みを導入している。

後見人の認定のプログラムにくわえ、州によっては、後見人の研修カリキュラムを作成する州がある。また、州によっては家族後見人を含める全ての成年後見人に対して、選任前に研修を義務付けている。研修で触れられる内容は、成年後見人の職務内容に関するものであるとされ、具体的には、利益相反の回避、本人中心主義、本人に最も制限的ではない手段を講じること、および、サービスの給付の監視や調整の方法などである。また、事前研修を経て成年後見人に就任した後も、オハイオ州のように毎年の研修（3時間）を義務付けている州もある。

日本においては、専門職などの団体が会員に対しそれぞれ独自に成年後見人候補者となるための研修を実施している。2000年の制度施行以来、そうした各団体による取組みにより専門職の成年後見人の資質、能力の確保および向上が図られてきたものと評価することができる。ただし、日本における成年後見人の研修は、すべての者を対象としたものではなく、親族後見人と言われる配偶者や成人の子どもなどが成年後見人になる場合には、それらの者に対する研修が必ずしも義務付けられているわけではない。成年後見制度において身上保護を重視する場合には、適切な親族がいる場合には親族の成年後見人を優先すべきという考え方がある。その妥当性に関しては議論の余地がありうるものの、仮に、身上保護の重視の観点から親族後見人を優先的に選任するとした場合、問題となりうるのは、親族後見人の資質や能力の確保および向上であろう。専門職と異なり、親族は成年後見制度の理念や内容、成年後見人の職務に精通しているとは限らない。たとえ財産管理ではなく身上保護が中心であるとしても、成年後見人の職務は介護における介助等や扶養義務の履行とは異なるものであろう。親族後見人に対しては、各地の家庭裁判所がハンドブックを作成し親族後見人などに配付しているほか、社会福祉協議会などが親族後見人向けの研修を行っている。こうした取り組みがなされ、一定の成果が挙げられているところであると考えられるものの、成年後見制度の利用促進が今後さらに進む場合、専門職や親族の成年後見人の資質の向上のための研修などは、その必要性がさらに高まるのではないだろうか。そのため、アメリカにおけるような全米をカバーするような後見認定センターのプログラムや各州における研修プログラムは、日本において、今後の成年後見人の育成や資質の向上を検討するうえで、参考になると思われる。

(3) 各州は、それぞれ成年後見人となりうる者を法定し、優先順位などを規定している。条文において優先順位を列挙し、裁判所は原則としてその順番に沿って成年後見人を選任する。ただし、優先順位を列挙しつつも、裁判所に対して、本人の最善の利益のために条文の優先準備に関わらず成年後見人を選任する裁量が与えられていることが多い。ここでは、本人が成年後見人として支援すること希望する成年後見人候補者と本人の最善の利益とが両立しないことがありうる。その場合に、イリノイ州のように、後見人の選定において最も重要なのは本人の最善の利益と幸福であるとし、本人の意思表示よりも最善の利益が最終的な判断基準であることを強調する州がある。これに対し、本人の意思表示や指名を最優先とし、次順位を親族とする方向で改正した州がある。例えば、ネバダ州は本人による後見人候補の指名を奨励しており、指名する際の書式のモデルを規定している。

以上のようなアメリカにおける法規制の状況に対し、日本においては、成年後見人の選任の優先順位が明文で定められておらず、家庭裁判所が考慮事情を前提としつつ最も適切な成年後見人を選任することとなっている。本人の最善の利益を最優先にしているものということもでき、それにより適切な成年後見人を選任されうるものといえるものの、仮に、本人の事前の意思表示があった場合であってもそれが優先されないことになりかねない。たしかに本人の最善の利益は重要ではあるものの、成年後見制度は自己決定の尊重を理念のひとつとしていることからすれば、事前の本人の意思表示がある場合には、本人の意思を優先するべきではないだろうか。さらに、現在のわが国の制度では、本人が事前に意思を表示する仕組みは必ずしも整備されていない。そのため、アメリカにおけるような成年後見人の優先順位等の規定は日本の制度を検討する上で参考になるといえよう。また、アメリカにおいて、本人の宣言により後見人を指名することを許容しつつ、指名の要件として、自筆証書や公証人の面前での実施などを制定することは示唆に富む。

また、専門職後見人の選任に関し、アメリカにおいては、例えば、フロリダ州のように、専門職後見人の選任にローテーションリストを利用している州がある。これは、成年後見人候補者となる専門職後見人をリスト化し、リストの名前の順番に選任する方式である。現在の日本における成年後見人候補者名簿と同様な方式であると評価することができるものの、アメリカにおいては、そうしたローテーションリスト制度を利用しつつ、複雑な問題に関して特別なスキルを持つ特定の後見人を任命したり、当事者が同意し裁判所が承認すればローテーションの最初に名前がない後見人を選任したりする裁判官の裁量が認められている。

(4) アメリカの成年後見制度においては、制度の類型がいくつか用意されている。待機後見人もそのひとつである。多くの州では、後見人が死亡または能力喪失した場合に備え、待機後見人の規定を設けている。日本の場合には、後見人が死亡した場合には、新たな後見人が選任されることとなるが、その場合、選任までに一定期間必要となるうえに誰が後任として選任されるかは不明確である。ただし、事案に応じて、専門職から親族の後見人へ引き継いでいく方法（リレー方式）も採られているところではある。それに対し、アメリカにおける待機後見人は、あらかじめ予備的に選任しておき、万が一に備えているものである。さらに、ワシントン州のように、後見人の死亡や能力喪失だけでなく、諸事情から後見人が一定期間不在にしなければならない場合などに備えて待機後見人をあらかじめ選任しておき、後見人が不在の間、待機後見人が後見人としての職務を担うこととする制度もある。

こうした待機後見人という類型は現在の日本には存在しないものである。日本の成年後見制度における法定後見の類型は、成年後見、保佐、補助の3類型であり、それらは能力の低下の程度により分類されている。そのため、本人のおかれた状況に応じ必要とされる支援を提供するといった発想から類型化されていないことから、類型が拡大する方向へと発想が転換されにくいようにも思われる。日本においては、いったん成年後見制度を利用し始めると本人が死亡等するまで制度利用を辞めることができないといったことは課題であるとし、近時、スポット的な後見といった一時的な後見が議論となり始めたものの、そうした類型のみならず、待機後見人といった類型をはじめとした、幅広い類型の制度化を検討する価値はあると思われる。その際は、能力の低下を前提としつつも、本人の状況に対して必要とされる支援の内容のあり方という観点から検討されるべきではないだろうか。そのため、アメリカの制度の状況は今後の日本の制度類型のあり

方を検討する上で示唆的である。今後、アメリカ成年後見制度の種類の詳細について精査する意義があるといえよう。

V おわりに

成年後見人は、認知症などにより判断能力が低下した高齢者などに対する支援をするものであり、その支援内容は、財産管理や身上監護といった本人の生活に密接に関係することがらである。本人が自らの意思を表明することが難しくなっていることがあるため、本人の生活がどのようなのかは成年後見人の判断に負うことが多く、どのような成年後見人が選任されるのかが、本人の現在および将来の生活のあり方を左右すると言っても過言ではない。そのため、職権により選任する権限を有する裁判所にとっても、各事例において、それぞれ最適な成年後見人を選任することができるかどうかは課題であり、そのことは、成年後見制度自体に対する信頼にもかかわることであろう。

本稿では、アメリカ成年後見法における成年後見人の要件や選任続きに関する改正動向を体調とし検討をくわえた。その結果、アメリカにおいても適切な成年後見人をどのように確保するのかが課題となっており、各州法において、そうした成年後見人を選任するための取り組みと法改正が続けられてきたことが明らかになった。そこでは、成年後見人の認定プログラムや研修、選任時の身元調査などを発展させながら成年後見人の質の確保が試みられていた。わが国の高齢化はさらに進展し、認知症高齢者が増加することが予想され、成年後見制度に対するニーズは拡大する一方である。今後の認知症高齢者数の更なる増加に対応しうるだけの成年後見人を確保するのは容易なことではない。こうした、いわゆるマンパワーの充足の問題に加え、業務上横領などの不正事例の多発により、成年後見人の質ないしは支援の質をも問われている。成年後見制度は、担い手の拡大と担い手の質の確保の問題をともに抱えている状況にあり、その状況は必ずしも解消されないまま継続しているといえよう。

新たに策定された第二期成年後見制度利用促進基本計画は、適切な後見人の選任を掲げており、今後は、アメリカ等の他国の取り組み状況などを参考にしつつ、より具体的な方策について検討し、民法改正も含めた対応をすることが必要になると思われる。そのためにも、今後ともアメリカ成年後見法における成年後見人の要件や選任に関する規定の詳細を検討していくことが求められるといえよう。

[付記]

本研究は、JSPS 科研費 JP20K13730、JP20KK0022、JP21H00665 の助成を受けたものです。